

第5回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：厚田村総合センター

日時：平成15年10月27日（月）13：00～16：00

第5回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成15年10月27日(月)13:00～16:00

開催場所：厚田村総合センター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

福沢 和夫 工藤 榮一 加納 洋明 高田 静夫 中野 文能
堀 弘子 熊倉 正博 長原 徳治 池端 英昭 河合 英治
河合 雅雄 田村 嘉瑞 阿部 政二 成田 一夫 佐々木友治
神田 一昭 岸本 正吉 羽立 福光 越智 正男 酒井 敏一
山根 利子 佐藤 豊治 小林 義行 浅井 秀樹 飯尾亜紀仁
小池 弓夫 坪田 清美 藤原 市子 伊藤 一治 沢田 富男
鈴木日出男 桐山 和郎 後藤 崇 中村 東伍 大山 弘行
岸本 アイ

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

神崎 征治 村重 節子 相原 一男 石橋 千春 佐藤 克廣
田中 宣律

【幹事会】

青野 誠 谷本 邁 大原 嘉弘 白井 俊 野 昭夫
岡林 位和 秋村 一郎 加藤 美幸 赤間 聖司

【幹事会第6条第2項会員】

四宮 克 河地 良一 村中 誠治 佐々木隆哉

【住民福祉専門部会】

飯尾 徹 吉田 英洋 藤田 隆 宮崎 雅年 村本 慶幸
熊谷 隆介 小林 薫 向井 邦弘 増田 光雄 坂本 汎

【議会専門部会】

高橋 裕 岩田 政春 芦澤 肇

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木大樹 中村 裕一

【傍聴者数】 26名

議事日程

1	開 会.....	4 頁
2	会長挨拶.....	4 頁
3	副会長挨拶（開催地）.....	4 頁
4	報告事項.....	5 頁
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告.....	5 頁
	報告第 2 号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告...	5 頁
5	協議事項.....	6 頁
	協議第 1 号 防災関係（継続）.....	6 頁
	協議第 2 号 戸籍・住民基本台帳関係（提案済未協議）.....	7 頁
	協議第 3 号 医療給付関係（提案済未協議）.....	8 頁
	協議第 4 号 保育所関係（提案済未協議）.....	17 頁
	協議第 5 号 一般職の職員の身分の取扱い.....	29 頁
	協議第 6 号 姉妹都市・国際交流関係.....	29 頁
	協議第 7 号 議会関係.....	30 頁
	協議第 8 号 健康づくり関係.....	32 頁
	協議第 9 号 保健サービス関係.....	33 頁
6	その他.....	36 頁
	（1） 第 6 回会議の開催日時等について.....	36 頁
7	閉 会.....	36 頁

1. 開 会

工藤事務局長：それでは、ただいまより第5回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

2. 会長挨拶

工藤事務局長：初めに、協議会会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

田岡会長：皆さんこんにちは。大変お忙しいところご参加をいただきましてありがとうございます。

間もなく11月を迎えまして、3自治体の共通の産業でありますサケの漁業も、今年は昨年を大きく上回るなど好漁のうちにどうやら終えんを迎えそうだという一方で、農業につきましては、ご承知のとおり基幹産業である稲作を中心として低温・日照不足の影響が否めないと。30%減少を超えるというような深刻な状況になってきております。私どもにとって今後もまちづくりを考える上で、これらの1次産業の役割というのが今新しいまちづくり計画の中で議論を重ねられているところであります。前回から住民サービスに関する内容につきまして協議を進めさせていただいております。日常の住民生活に直結する問題だけにさまざまな議論をいただいております。今日も引き続き同様の内容で議事を進めさせていただきたいと思っておりますが、皆さんに一言お願いがございます。

本日は9案件、124項目を予定しておりますが、残る協議は56の案件がございます。事務事業だけで11件のペースでこなしていても、来年の3月にならないと事務事業の一元化の協議が終わらないという状況に至ってきております。また、合併協議のもう一つの案件であります合併した場合の姿をあらわす新市将来構想、新市建設計画の協議がこの間にまた入ってきます。当然3時間を一つのめどとするこの協議会の中で遅れが予想されることにもなりますが、しかし私どもが今目指しているこの協議会は、平成17年3月31日の合併を一つの前提に置きながら、できるだけ住民の皆さんに両方の姿を示していきたい、その一方の役割を担っております。ぜひ議事の進行上にさまざまな形でのご協力を心からお願い申し上げます。

以上、法定協の役割だと思っておりますので、ぜひ皆さんにはご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、議事に入らせていただきたいと思います。

工藤事務局長：ありがとうございます。

3. 副会長挨拶

工藤事務局長：続きまして、開催地であります当協議会副会長、牧野健一厚田村村長をお願いいたします。

牧野副会長：どうもご苦労さまでございます。

毎回同じようなことを言うのもあれですから、ないと今言ったのですけれども、事務局が簡単にやれということですので簡単に申し上げますけれども、いよいよ、今会長が申しあげましたように、ずんずん本題に入ってくるわけでありまして。できればこの年内に何とか新しい姿というふうに期待をしていたわけでありまして、予想以上に事務に手間取っているというような状況でございます。

いずれにいたしましても、これから先ずんずん本題に入ってくるわけでありまして、それぞれの市村、自治体の実態があるわけでありまして、忌憚のないところを一つお話をいただいて一つの方向を探ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

工藤事務局長：どうもありがとうございました。

それでは、これから会議を始めるわけですが、規約第10条第1項の規定によりまして委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は正副会長を含めまして委員45名中37名の出席をいただいております、定足数を超過しておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

4. 報告事項

田岡会長：それでは、報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告を小委員会の委員長の加納洋明委員よりお願いいたします。

加納委員：それでは、報告第1号、新市建設計画小委員会の経過報告についてご報告をさせていただきます。お手元の議案の2ページをごらんください。

10月20日に厚田村議会議場で開催した第5回小委員会には委員15名中13名が出席、新市将来構想素案のうち、前書き及び市民活動の記述に関する追加修正案について了承するとともに、前回の小委員会の質問事項に関する資料の提出及び説明が行われました。

また、協議事項といたしましては、新市のまちづくり将来像に関して、新市建設の基本理念と将来像、まちづくりの方針及び土地利用方針について検討協議を行うとともに、財政シミュレーションについて、現状から推測し得る範囲において作成した第1次推計結果の検討協議を行っております。

なお、今回の協議事項については、引き続き次回小委員会において検討協議することといたしております。

また、小委員会の会議終了後には、開催地である厚田村内の視察を行っております。

以上で報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

もう一つ、報告第2号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告を小委員会委員長の熊倉正博委員より報告をお願いいたします。

熊倉委員：それでは、私から報告をさせていただきます。

報告第2号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の経過報告につきましてご報告をさせていただきます。議案の4ページをごらんください。

去る10月10日浜益村議会議場で開催されました第3回小委員会について報告をいたします。

第3回当小委員会には、13名の委員のうち9名の出席がありました。会議の主な内容といたしましては、議会議員の定数及び任期について、第2回小委員会において持ち帰り検討となりました大きく三つのパターン、地方自治法及び公職選挙法を適用する本則、合併特例法を適用する定数特例及び在任特例について、書面にありますような意見を初め、各委員より活発な意見交換が行われました。

出された意見を集約した結果、合併特例法を適用する場合の定数特例についての意見は全く出されなかったことから選択肢から外すことにいたし、意見の分かれた本則と在任特例の二つの選択肢を絞り込み、前回同様、持ち帰り検討することといたしました。

議会議員の身分について、再度持ち帰りになったことから、農業委員会委員の定数及び任期の協議に入ることにいたしました。農業委員のうち、合併特例法により特例措置が講じられているのは選挙による委

員の取り扱いのみであることを冒頭確認し協議を行った結果、農業委員会は一つが望ましい、厚田村と浜益村地域に委員が不在となると地域の状況把握ができないなどの意見が全会一致であったことから、合併特例法第8条第1項第2号を適用するいわゆる在任特例を採択することを確認し、第6回以降の協議会へ提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

以上、二つの委員会からの委員長報告を終わらせていただきます。

5. 協議事項

田岡会長：これより議事に入りますが、まず第4回協議会の段階からの継続分1件、協議に入れなかった三つの案件、本日新たな提案分5件の計9件を予定しております。これらの中には直接住民サービスにかかわるものがございますことから、皆様のご意見をいただきながら協議、確認されるもの、あるいは既定の項目を確認いただくものなどがございます。限られた時間ではありますが、精力的にご協力をいただきたく、よろしくお願いいたしたいと存じます。

それでは、第4回協議会からの継続となっております協議第1号 各種事務事業の取り扱い(防災関係)から協議を始めたいと思います。

初めに事務局より前回提出した避難場所の指定の現況調書につきまして、訂正の説明を行いたいとのことでありますので、事務局よりまず説明をさせていただきたいと存じます。

工藤事務局長：事務局の工藤です。

前回の防災関係の協議の中で厚田の委員様からご指摘のありました第4回合併協議会協議項目現況調書についてご説明させていただきます。

ご指摘の箇所につきましては、現況調書の19ページ、20ページの避難場所の指定についてでありました。ここの厚田村に関する記述についてであります。協議会終了後、早速事務局で確認作業を行いました結果、厚田村地域防災計画に掲載されている屋外避難場所について、現況調書から脱落していることが判明いたしました。このことから、本日第4回合併協議会協議項目現況調書(訂正分)として差しかえの現況調書を配付させていただきました。

事務を担当する者としまして、貴重な協議時間を費やし、委員の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、この席をおかりいたしましておわび申し上げたいと思います。

今後においては、提出する書類については万全の点検をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

田岡会長：ただいま事務局から説明がありましたように、前回の協議におきまして厚田村の委員から、厚田村の屋外の避難場所が脱落したままでの確認についてはできない旨のご発言がございました。したがって、いまして継続協議ということになったわけでありましたが、ただいま事務局より説明がありましたように、屋外の避難場所につきましては厚田村地域防災計画に記載どおり訂正した旨の説明がありましたので、厚田村の委員の皆さんにご異論がなければ、協議第1号 各種事務事業の取り扱い(防災関係)について、提案された内容で確認したいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、本件につきましては原案の形で確認をさせていただきたいと思います。

次に、協議第2号 各種事務事業の取り扱い(戸籍・住民基本台帳関係)について協議をいたします。

事務局から説明をいたします。

事務局（中村）：事務局の中村です。よろしくお願いいたします。

協議第2号、協議項目26-3-2、各種事務事業の取り扱い（戸籍・住民基本台帳関係）についてご説明いたします。

調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしてしております。

主な内容を11ページからの個表で説明いたします。

1、戸籍関係事務、2、住民基本台帳事務、3、外国人登録事務につきましては、法律に基づく事務事業でありますので、合併時に石狩市に合わせるものとしております。

4、市民証等交付事務につきましては、石狩市のみで実施しているものであり、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

12ページへ移りまして、5、住民票等自動交付事務であります。石狩市においては現在、市役所及び各コミュニティセンターに住民票等の自動交付機を設置しまして、市役所まで足を運ばなくても、また窓口で業務が閉鎖されている時間帯でも住民票の写し、戸籍関係の証明などを発行するシステムを取り入れております。

これらの自動交付機を利用し厚田村及び浜益村の住民の住民票などを発行できるようにする場合には、最低条件として、現在紙で処理されている2村の戸籍を電算化する必要があります。石狩市に合わせ電算化する方向で検討はしておりますが、事業の実施に当たりましては、国へ手続をし、その後電算化作業という手順となっております。人口規模により作業に必要とする期間は異なってきますが、厚田村や浜益村の人口規模ですと、おおむね8カ月程度の期間が必要であるということとなります。

このようなことから、具体の取り扱いとしては、合併後に石狩市の制度に合わせるものとしております。

次に、6、証明等手数料であります。差異が小さいことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

13ページ、7、関係団体（協議会等）であります。引き続き石狩市として加入し、厚田村及び浜益村はそれぞれから脱退するものとしております。

以上、協議第2号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま協議第2号について事務局から説明がございました。戸籍・住民基本台帳関係につきましては、基本的に法律に基づいて行われる事務であり、一部石狩市独自のものもございます。今説明があったような石狩市独自のものもございますが、委員の皆様の異存がなければ提案された内容で確認したいと思いますが、いかがでしょうか。このとおりでよろしいですか。

どうぞ。

大山委員：石狩周辺のコミセンが主な設置箇所になっておりますけれども、そのほかにも、例えば厚田村、浜益村にも当然そのような設置箇所を増設されるのでしょうか。

田岡会長：ということで今事務局の方から説明させていただいたのです。仮に設置するとしたら8カ月程度ぐらいかかるのではないだろうか。基本的に石狩と同様のシステムを採用したいというふうに事務局の方で今説明がありました。

そのほかご意見ございませんか。

（なしの声あり）

田岡会長：それでは、なければ、この件につきましてはこのとおり確認をさせていただきたいと思いません。

次に、協議第3号 各種事務事業の取り扱い（医療給付関係）について協議をいたします。

事務局、説明願います。

事務局（中村）：協議第3号、協議項目26-3-3、各種事務事業の取り扱い（医療給付関係）についてご説明いたします。

調整の内容は、一つ目、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、乳幼児医療費助成事業については、単独事業部分において、合併時に再編するものとする。

二つ目、乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業については、合併時に廃止するものとしております。

主な内容を16ページからの個表で説明いたします。

1、老人保健医療給付事業につきましては、法律に基づく事務事業のため、合併時に石狩市に合わせるものとしております。

2、老人医療費助成事業から18ページの5、乳幼児医療費助成事業までの四つの事業につきましては、北海道の補助要綱に基づく事業であり、当該補助要綱の助成対象範囲については3市村とも全く同じ事業内容となっておりますが、単独事業として各市村において助成対象の範囲を拡大している部分がありますので、その単独部分について、それぞれの事業ごとに説明いたします。

まず16ページ、2、老人医療費助成事業であります。石狩市においては68歳から70歳未満の者で、居住形態や特別な事情により道の要綱に該当とならない者について単独助成を行っております。

この単独助成について、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしており、実施した場合、3市村合わせて2,449万円と概算の推計が出されております。

次に17ページ、3、重度心身障害者医療費助成事業及び4、母子家庭等医療費助成事業であります。石狩市においては、所得額により道の要綱に該当とならない者について単独助成を行っております。この単独助成について、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしており、実施した場合、3市村合わせて重度医療は408万円、母子医療は17万円と推計が出されております。厚田村と浜益村において助成者数が0人となっておりますが、現在の助成対象者の中には、所得額により道の要綱に該当とならざる者がいないためであります。

次に18ページ、5、乳幼児医療費助成事業であります。石狩市においては、4歳になった月末までと対象年齢を1歳拡大しております。また、所得額により道の要綱に該当とならない者について単独助成を行っております。浜益村では6歳になった年度末までと対象年齢を3歳拡大し、単独助成を行っております。これらの単独助成の部分について、合併時に再編するものとしております。

実施した場合の推計としましては、3歳から6歳になった月末までを助成対象範囲として算出しておりました。3市村合わせて5,242万円と推計が出されております。

6、乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業につきましては、浜益村において3歳から義務教育終了時、すなわち中学校卒業までを対象として歯科医療費の助成を行う事業であります。合併時に廃止するものとしております。

以上、協議第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：協議第3号につきましてたゞいま事務局から説明がございました。皆様のご意見を承りたいと思いますので。

どうぞ。

長原委員：2点申し上げたいと思います。

まず1点目は、乳幼児医療費助成事業について、合併時に再編するものとする、という表現になっております。この再編するというのはどういう意味なのか。私はほかの部分でも検討するとか、そういうあいまいな表現といいますか、一体中身は何を指すのかというのが読んだだけではわからないという表現がしょっちゅう出てきます。こういう表現の仕方がこういう合併協議会という、協定という内容として果たして妥当なのかどうかという点でも疑問を感ずるわけでありまして、合併時に現行最も進んでいる制度とすれば、浜益村における6歳未満までというのが一番進んでいるように思いますので、一番サービスの高い水準にある制度に全体として合わせるということになる、ということできちんと表現すべきでないかと私は思います。

次に、二つ目でありますが、乳児、児童の6のところですが、浜益村において現行行われております歯科診療助成事業、これは大変私はいい事業だと思いますし、浜益村さんにおいてはこの制度の趣旨といいますか、意味といいますか、それはそれなりに持ってこれまで進められてきたのだらうと思うので、どういう趣旨で今日までこれが維持されてきたのか、その点をまず伺いたいと思います。

それから、お聞きするところによれば、この制度について、浜益村では村長さんから議会に廃止の提案がなされたことがあると。しかし、議会としてはこれを否決して存続を決定したというふうにもお聞きをしているところでありますが、そういう経緯からしても、これが今回の協定の中で廃止ということで果たしていいのかということにも大変疑問を感じるわけで、サービスは高きにという合併の基本的な考え方からすれば、本制度などはぜひ継続をします。できれば新市における全市の事業にしていくと、これくらいの積極姿勢があってもいいのではないのかと私は思うのですが、いかがなものでありましょか。

田岡会長：今2点ありましたが、事務局の方からは表現の方にだけちょっと説明。そのほかの件については意見として承りますので、そのことについて他の委員さんからいろいろなご意見をいただきたいと思えます。

専門部会（吉田）：住民福祉専門部会の石狩市の吉田でございます。今のご質問に私の方からお答えしたいと思えます。

乳幼児の医療費助成につきまして、現在浜益で6歳未満まで該当という形で進めております。石狩市においても今入院、6歳未満ですが、通院におきましても6歳未満に引き上げるということで今協議に入っているところでございますので、合併時には石狩市に合わせるということで現在取り進めております。

2番目につきましては、浜益の担当の方から説明いたします。

田岡会長：それが、今言ったのが合併時に再編するものとするというその用語の使い方についての説明になっているの。言葉の使い分けの、合併事務局の方で答えないとわからないのではないの。表現がそれぞれ違うということについて説明してくれと言った。

清水事務局次長：合併協議会事務局の次長の清水です。

私の方から補足させていただきますけれども、今5番目の乳幼児医療費助成事業、これについての合併時に再編する、この再編についてどのようなことを考えているのかというご質問だったと思えますけれども……。

田岡会長：違う。再編とはどういうふうな分類に入っているのかという質問であって、再編後の形がどうということかというのを質問しているのではないのだ。表現上がいろいろな表現がされているのだけれども、どう違うのですかということをお聞きしているのだ。

清水事務局次長：そうしますと再編についての考え方をご説明いたします。

再編というものは、この段階でいろいろな問題があり決められない部分、細かい部分が詰められない部分につきまして、合併時に再編であれば、合併時まで、合併が決まってから合併時の間にその細部を詰めたり制度的内容を決めていきたいと、このように考えているという内容を示しております。また、合併後再編という形になれば、合併してからその内容を各状況を検討しまして制度的に整えていきたいと、こういう内容で使わせていただいております。

以上でございます。

田岡会長：わかりましたか。わからない。

清水事務局次長：もう一度ゆっくり説明させていただきますけれども、再編というのは、現時点で細かな部分、いろいろな問題がありまして、端的に、イコールすぐ継続なり統一という結論が出せない、また、そういうことで制度を見直していかなければいけないという判断がまず一つ入ります。制度を見直していく、その制度の内容をどのような形にするかというのを今後検討していく、そういう意味が再編でございます。

それで、合併時再編という形になりますと、合併時においた形、合併時までその再編の内容を検討して、合併時にそれを実施していく。

合併後再編という形がもう一つありますけれども、それは合併してから、種々の状況を検討しながら制度を組み立てて実施していくと、このような使い分けで考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

田岡会長：乳幼児の医療費の問題については、もう既に議会でもある種の示唆を出した答弁をしておりますように、この新年度に向かって新しい石狩のシステムが今検討中だということなので、その検討の結果もしんしゃくしながら合併時までの間にその一つの方向を出そうと。今ここで既存の制度だけで固めていっても、また間もなく来年の4月にそのことが基本的に変わってくるというので、合併時までの間にこの問題を整理いたしましょうということ、それから、問題を基本的にこの段階で整理ができないものについては、合併後において時間をかけて整理をしようというふうに使っているということですよ。

それから、浜益村で今日まで維持されてきたその趣旨について、浜益村の事務局の方からお願いします。

専門部会（向井）：浜益村の住民福祉課を担当しております向井と申します。

ただいまの委員さんのご質問でございましたけれども、本村で行われております乳児あるいは児童生徒の歯科医療助成ということで、義務教育終了時まで助成をしておったわけでございます。現在も実際行っておりますけれども、いろいろ協議の中で、実際石狩市さんで行われている予防事業といいますが、現在の乳幼児、児童の齲歯の予防に関しましては、口腔環境の改善等が歯科予防に対する効果が著しく高いということが出されておりますので、それらに基づきまして、乳幼児の歯科検診事業をより効果的に予防実施をすることによって、本村が今まで実施してきた単なる予防でなくて、治療という方向から予防の方向に進めてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

田岡会長：今長原委員から出ました問題について、補足的に事務局から説明させていただきましたが、このことについてほかにご意見がございませんでしょうか。どなたか浜益の委員さんで、その立法趣旨とかというか事業の成立趣旨とか、あるいは現状について何かご意見ございませんか。

どうぞ。

大山委員：意見というよりもなぜこの浜益村の条例が否決されて制度が存続されたかということについて説明します。今現在少子・高齢化で、浜益村は過疎化にどんどん向かっております。そんな一方で、高

齡者がどんどん増えている関係で、高齢者対策がかなりの部分浜益村でも力を入れてやられております。一方において、少子化における問題の観点から、例えば将来の納税者である子供たちを育てる部分についての自治体としての行政施策がちょっと足りないのではないかと。当然将来浜益村を背負ってもらってもいけない可能性のある子供たちに対しましてもう少し、できるだけ助成はするべきでないかということで、特に幼児、乳児のそういう対策につきまして、これを残すべきだという議会の総意のもとで、提案された条例を否決してここに残っているものでございます。

田岡会長：どうぞ。

長原委員：わかりました。

まず、再編するものとする、こういう表現ですが、今事務局から乳幼児医療費の部分について、明確にお答えがあるように、その細部を詰めて、合併後には浜益の制度と同様の制度に全体を統一すると。つまり6歳未満まで行くと、助成をすることが方向性として決まっている。方向性として出されているのであれば、そういうふうに明確に書いた方がいいのではないですか。

こういう表現をして、これが例えば市民の皆さんに公表されて、合併時に再編すると。どうなるのと、結局はわからないのではないですか。と私は思います。ですから、比較的是っきりしているわけですから、はっきりさせたいのではないのかなと。こういう行政用語といいますか、わけのわからない表現はなるべく使わない方がいいのではないのかと。結論がわかるものは結論をはっきり書いた方がいいと私は思います。

次に、歯科診療の件ですけれども、今大山委員さんからご説明がございまして、大変よくわかりますし、大変立派な制度だなというふうに思います。であれば、それが必要ということで判断をされて継続をされたということですので、これが合併によってなくなるということではないのでしょうか。その点が大変気がかりだということです。

これはむしろ方向性としては、新市における全体の事業として取り組んでみることはできないのかというぐらいの検討の必要性があるのではないのでしょうか。そういう意味では、合併時に検討するという、そういう意味での検討でしたら表現としてあってもいいのではないのかなと私は思うのですけれども、いかがなものでありましょうか。

また、この点に関連して私が感じていることを幾つか申し上げたいのですが、今回の合併協議会の協議の方向性なのですが、基本的な理念を一体どこに置いて協議をするのかと、この点がいまだに私よくははっきりしないのです。つまり、今回の合併の理念というのは何なのだと、なぜ合併するのだと、ここの部分なのです。

一般論としては、説明としては、サービスは高きに負担は低きにと、これが合併の姿ですよと、こうやって言われていますよね。ところが、出てくるこういう議案はそれぞれの項目によってばらばらなのです。それぞればらばら。いろんなやり方をするのです、項目ごとによって。こういう進め方をしていきますと、どこに一体合併の基本を置いてあるのかと。私たちはどこに基本を置いて議論すればいいのかと、これすらわからなくなってくるのです。こういうばらばらやり方でいいのかと、個々ばらばらで。一つひとつの項目の。この点も大変私疑問なので。

つまり、最初から申し上げていますが、合併にかかわる基本理念と、なぜ合併しなければならないのだと、どういう方向とするのだと、こういう議論が極めて不足したままに個々の協議に入っていると、ここに非常に議論がやりにくいといいますか、こういういろんな矛盾が出てくるのではないのかなと私は感じているので、そういった点を含めた慎重な議論がこういう部分一つひとつにとって必要だなというふうに

感じております。

以上でございます。残すという点では会長さんいかがでございますでしょうか。

田岡会長：私から答えるのですか。

長原委員：別にそういうわけではございませんが。

田岡会長：私は、反論の意見はたくさんありますけれども、むしろここで反論するよりはほかの先生方の委員の皆さんにいろいろご意見をいただきたいと思います。

あえて言うなら、合併の目的はサービスの高きところにすべてが集まるという原則は、むしろそのような前提を置くことはあり得ないというふうに思っております。前提をそのように置いているのは長原委員だけでないかなというふうにさえ思えますけれども。

委員、最初の段階で5原則出していますよね、この委員会の段階で。その5原則との関係において、今の前提の問題あるいは理念の問題というのは、こういう理念のもとでこの委員会を進めていきたいと思います。と進めてきたはずなのですが、そこまで話を戻すつもりはないですよ。

私が答えるとこういうふうになるので、ほかの委員の皆さん何か、どうですか、意見。高きに合わせるという意見から含めて、この乳幼児の問題、それから現に生きている浜益の制度を廃止するということについてのご意見などを含めて。

どうぞ。

越智委員：先ほどの長原さんの質問なのですけれども、浜益村の乳幼児の歯科医療費助成の件ですけれども、ここでは合併時に廃止するということになっているので、これに対して、それでよいのかという質問の趣旨だと思いました。大変いい条例なのでこれは存続すべきでないかということの趣旨の質問であったというふうに思うのですけれども、村としても、廃止の方向で提案されたものが議会では否決された。と。存続したということなのです。ここに合併時に廃止するということになれば、あと何年かで、合併するとすれば廃止してしまうと。

これは、我々も議会においては、一つには、浜益のいわゆるその対象者ですけれども、人口的に見ても少ないという部分もありましたし、それほどの経費でもなかったということで、これはやっぱり続けるべきだということなのです。これが合併ということになれば、石狩、厚田、全部くめて存続するということになれば、かなりまたこの対象者も多くなるのだらうということからこういう形になったのだらうというふうには思うのですけれども。

それだけではなくて、浜益村では、子供の歯というものに対しては、この健康については非常に効果を上げていているというか、今子供たちというのはすごい虫歯だとか、歯が弱いのです。そういう治療をすることによって、そういう助成する効果によってかなり歯も健康になってきているということで、今はもうほとんど予防ですから。治療というよりはほとんど予防で効果を上げていているということなのです。

ちなみに、担当者もいるので、今浜益で乳幼児歯科医療費の助成の対象になっている子供が何人いて、年間どれぐらいかかっているのかということの説明というか、聞いてもらえればいいですけれども、これ全体くめて。合併してもこの条例は存続してもらえれば、これは大変なことだと思うのですけれども、やはり子供を持つお母さん方に見れば、これは本当に大事な部分だと思うのです。そんな意味で、浜益村としては、これはできるものであれば続けてほしいという意向はあるのですけれども、私は。

田岡会長：事務局からの答えはいいですよ。

どうぞ。

池端委員：6番の項目、そしてさらに全体的な部分を通してという話なのですが、まずこの6番の乳幼

児の歯科衛生の件について、今浜益さんの方からお話がありました。その中で、少子化対策ということと例えば医療費を補助するという制度、この2点がそこにあると思うのですが、僕ちょっといろいろ全体的に見て考えたのです。何の制度をどの村とかまちに合わせようかといったときに、例えばこの6番の制度で考えますと、石狩市と厚田村さんにはない制度、浜益さん一つだけの制度ということです。さらにその内容が、先ほどもお話ししたように、少子化対策であったり、例えば教育、予防教育という部分に移行できる、そういうものを残しながらの今の制度があるという部分、確かに医療費軽減で考えれば非常に有効な策かもしれませんが、例えば歯が生えてくる時期から義務教育まで、小学校1年生までの間という部分で考えれば、予防に力を入れていくということは、これは石狩市でも厚田でも同じことだと思うのです。こういうものに力を入れて、その医療費の制度という部分、この浜益村さんの制度にすべてあとはほかの石狩市、厚田村を合わせていくとなると、今度財政的な部分というものもよくよく考えていかなければならない部分になってくると思います。

そういう部分であれば、単純に多数決ではありませんが、今後検討していく課題としては、もしくは制度がない方の二つの村に合わせるという考えも一つあると思います。ただ、少子化対策のこともそうですし、予防教育という部分も、これは合併時にまた考えていけばいい話かなというふうに私の意見としてはあります。

田岡会長：藤原さんどうぞ。

藤原委員：教えていただきたいことは、5番の乳幼児医療費の助成の中の、この医療の中と歯科医療とはどんなふうになっているか、重複しているのかということ。それから、今浜益村のことで書いているのは児童及び生徒と言っていますから、これは15歳までということだと思うのですけれども、少子・高齢化の少子を支援するというふうなことをおっしゃっていたのですけれども、ちょっとこれは違うかなというふうに思います。

サービスのよきというふうに先ほどおっしゃった、確かにそのとおりなのですが、その辺をどのように考えるというのはすごく難しいことかなと思います。漏れ聞くところによりますと、浜益村では中学生になるとハワイへただで行けるといいうふうに聞いておりますけれども、そういう、もし違ったら...。そうなのですか。

そうすると、例えば将来の人材を育てるということだと思うのですけれども、そういうこととどれだけ上がっていくかというふうなことを考えると、ちょっとそっちの方とは違うのではないかな、人材育成と直接本人に全部支援が個人的に行くということとちょっと違うのではないかなというふうに思われますので、これはもうちょっと慎重に考えた方がいいかなというふうに思います。

田岡会長：ちょっと待ってください。今の中で、乳幼児の医療費との重複関係がどういうふうになっているかというのを事務局の方から説明してください。例えば石狩、厚田の乳幼児の医療費の中で、浜益と同じ中身になっている、事業の対象になっているかどうかというのを。そうすると、例えば石狩が6歳未満までというふうに変ったとしたら、この議論は生徒という問題だけの議論になるということにもなるわけですから。

専門部会（吉田）：今の質問について私の方からお答えします。

乳幼児の医療費助成の部分で歯科の部分との兼ね合いですけれども、6歳まではあくまでも乳幼児医療費の方で助成が受けられております。6歳以上中学生までが歯科医療の助成事業ということで、実際に浜益で14年度の実績としまして、幼児49件85万7,000円かかっております。1件当たり1万7,500円ぐらいかかっているのですけれども、これが合併した場合、石狩市と合わせますと、対象者、中

学生までが5,350名ぐらいおります。それで、割合で持っていくますと大体3,700万ぐらいかかる予定になっております。

田岡会長：おわかりになりました。よろしいですか。

どうぞ。

坪田委員：今のですけれども、それであればこの幼児というところを浜益村のところでも抜かなければだめですね、児童生徒としなければ。浜益村も幼児は上の方でちゃんと適用になるわけでしょう、3から6歳の方で。だからちょっとこんがらがらないでしょうか。重複するのかもしれないのかという質問が出てしまうのだと思います。

田岡会長：これは文章の訂正。

専門部会（向井）：ただいまの委員さんのご質問でございますけれども、確かに幼児ということの言葉自体は外れるかと思っておりますけれども、条例上こういう形になっている関係と、ここで6番の乳児、児童云々という一つの題目の関係でこういうふうになっております。確かに委員さんの言うとおりでございます。

坪田委員：6番のところには乳児、児童及び生徒となっているのです。こっちの方は幼児、児童及び生徒となっているのです。乳児ですよ、6のところは。大きい6のところは乳児、児童及び生徒でしょう。浜益村のところを読むと幼児、児童及び生徒ですよ。乳児というのは1歳未満を指すので。乳児と幼児と児童と生徒のちゃんとやっぱり訂正を潔くした方がいいのではないですか。

清水事務局次長：済みません、お答えいたします。

6番目の乳児、児童及び生徒歯科医療助成事業、これは条例等の正式名称が、お聞きしたところこの名前を使っているらしいのですけれども、具体的な内容というのは、そこに、対象年齢に書いてあるように、3歳以上義務教育終了までという形で現行と行われております。その関係上、目的として3歳以上でございますので、幼児、児童及びというような表現を使って事務方は検討した次第でございます。タイトルとその内容の用語のそごというものはあろうかと、それはご指摘のとおりだとは思いますが、現行制度上このようになっておりますもので、申しわけございません。そのような表現をさせていただきました。

田岡会長：よろしいですか、坪田さん。3歳以上ということで、文言の整理はさせていただきたいと思っております。

それではどうぞ、神田さん。

神田委員：浜益なのですけれども、6番の歯科医療の関係ですけれども、これは浜益だけが実施しているということで、これに対して我々は固執するわけではありませんけれども、先ほど事務方の方でも説明しましたけれども、我々は、これを存続させる考えは、浜益だって乳幼児の歯科診療に対してフッソ塗布とかいろんな面で予防教育はやっております。ただ、それはやっておりますけれども、そういう予防処置をしていながらなおかつ残念ながら虫歯等にかかった場合、そういうのも必ずあります。そういうときには、この説明のところにありますとおり、児童生徒の保健の向上と増進を図るという意味でこれを存続させております。そしてなおかつ、また先ほど申しましたとおり、少子化対策、そういう関係も一面ありましてこれを存続させております。予防事業に重点を置くから、今度はその後の治療とかそういう関係はいいのだというふうには我々は考えておりません。

田岡会長：浜益の委員の方でほかにご意見ございませんか。

岸本さんどうぞ。

岸本(正)委員：乳幼児の歯科医療の取り扱いについては、越智委員や神田委員が述べられたとおりで、

今年の3月の定例会において理事者側から提案された内容が議会では通らなかったということは説明したとおりなのですが、今回、これらの医療費のことばかりでなくて、全般的にそれぞれ3市村で独自に取り組んでこられた事業に対して、必ずしも合併を期に一律に制度を統一しなければならないのかなという気はします。そうなれば、画一的な制度をすることによって事務的に合併後は楽なこともあるかと思えますけれども、それぞれの地域差、その考え方をまたある意味で文化ととらえれば、それぞれの町村の独自にやられてこられた事業もそれぞれ尊重してもいいのではないかなと。

仮に今ある3市村の中でも地域振興みたいのはそれぞれあると思います。合併後一つの市になった段階で、それでは浜益地区の地域振興についてはどう考えるか、産業面だけなのか、それとも医療の面も含めて一つの地域振興ととらえるかによって、こういう既存の独自の事業についてのあり方も、必ずしも一つに統一しなければならないということだけでなく、その地域にとっては必要な事業についても何らかの形で残しておくことも私は必要でないかなと思います。

田岡会長：ほかにございませんか。

これは大変今、一つのきっかけは乳幼児という制度のあり方をベースにしておりますが、合併の極めて根幹に触れる会話になっております。

というのは、まず一つは、均一性でなくていいではないかという意見が一つあることです。合併というのは、激変緩和措置的なテクニカルな部分は残したとしても、基本的に均一性を前提に調整を行うという最初の段階での大原則をつけさせていただいておりますので、いわゆる激変緩和的なさまざまな措置というようなことについてのご提案でないかと思えます。

それから、精神的にすべて行われてきたサービスに悪くはならないのです。でも、そのことが、ただいま言いましたように、予算といいますか、財源的にこのサービスをできるのかと。スクラップ・アンド・ビルドということが必要な今の社会福祉制度の中において、高きに全部行くといったときに、この合併というのは合併条件として提示できるかどうかという問題も含めて、何かその辺あたりでご意見はございませんでしょうか。

堀さんどうぞ。

堀 委員：サービスの高いというのがどういうところに視点を持つべきなのかなというところを感じます。無料だからサービスが向上しているというふうには私はとらえていません。

それで、今の歯科のところではいきますと、現況調査の48、49を見ますと、本当に厚田は虫歯の予防に対してすごいきっちり取り組まれているのだなというふうに思います。私は、この取り組みの方がずっとサービスの向上につながっているというふうに感じています。無料だといいというのは、私は子供を持っていて思うのですけれども、無料だからいいというのではなくて、やっぱり予防をしていくということがこのサービスの向上につながっているということと、それから、無料だからサービスの向上ではないというふうに思います。ここのところは、私はこの提案の廃止するということには賛成です。

田岡会長：長原さんどうぞ。

長原委員：今後のことにもかかわると思うのですが、この後の項目も含めて幾つかそういう住民サービスに直接かかわる問題で、でこぼこの問題、そしてそれを総体として解決したらどうなるのかという問題があります。例えば歯科の部分でいえば先ほど推計値での金額的なものが示されていますが、一方乳幼児医療費についても6歳にすれば5,400万というような試算も出されていると。そのほかの項目でも幾つかそういう問題が出てくると思います。

そこで、それぞれこの協議会の中で、これは残してほしいなとか、またどうなのだろうかというような

問題が幾つか上がっている点については、この場でいきなり全部の結論を出すのではなくて、私はこれを別な部会、その都度必要な、例えば保健福祉の課題、例えば今の乳幼児の浜益村で行われている歯科検診と、この部分とその二、三の課題を一緒にして、そして小委員会を設けてそこで徹底的に議論すべきだと、検討すべきだと、そういうふうにして進めていくのが一番妥当だと思うのです。この場で、今日ここで、ではこれはいいでしょうか悪いでしょうかと、賛成反対と、廃止しましょうと、こういうやり方は私は非常に、乱暴と言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、ちょっと拙速に過ぎないかという気がいたします。浜益村の方からも何人か私のところには、この制度はぜひ残してほしいねと、こういう声は私も聞きをしているところでございます。

田岡会長：そのほかにご意見ございませんか。

どうぞ。

池端委員：1国2制度ではないですけれども、この後にもいろいろ保育関係の部分でも出てくるわけなのです。それを一つ一つ真剣に、厚田さんからも意見は聞いてお話ししていただきたい部分もあると思います、この制度に対して。全体で協議するという事は、それぞれがそれぞれのまちの立場の中で画一的なものに合わせるのか、それとも単独で残すべきなのかという議論も含めて、いろんな方から意見をいただいた方がいいと思います。多分今後へき地の保育の関係で、例えば送迎バスの問題ですとか、この辺は厚田さんにかかわる部分だけの話になってきます。こういう部分で、私たちも例えば浜益さんからもいろいろ意見を出し合いながら、どこに目標を集結していくのかと、取りまとめていくのかという部分の話に発展していくべきものかなというふうに思いますし、もしか意見が最終的に全部各市村から出た段階で、決定をできるかどうかということにもなってくるのです。この場でそれを決定するのかと。廃止なら廃止にするのか。その以降までも、もしかそこまで議論を尽くすか、それとも持ち帰って、審議会かは、各小委員会かは別としても、違う場面でそれを集中審議にかけるとい場面をつくるのか、その辺も考えていかなければならないと思うのです。ただ、こういう部分は皆さんの意見をとりあえず出した時点で、どこかで一回締めて次に進んでいくという方法の方がよろしいのかなというふうに思います。

田岡会長：個々の問題の中身がどう変化すべきかという問題ではなくて、今本当に本質論に触れてきております。したがって、その辺あたりの議論をもうちょっとやるのに、次の議論も重ねて、ではこの扱いをどう取り扱うかというのを、扱い方については次の保育園の件も含めて皆さんにお諮りしたいと思います。

どうぞ。

桐山委員：厚田の桐山でございます。

今石狩の委員さんからも申されておりましたけれども、たまたまこの歯科の問題については厚田村は該当なしでございますけれども、今委員さんおっしゃられたように、保育所の送迎の関係とかなんということはおうちの村は実際にあるわけですし、問題はそこ特殊性といいますが、石狩さんに見れば問題のないことであってうちの村にしては大変地域として重要で、後々までも残してもらいたい、そういうこともこれからの協議の中でたくさん出てくると思うのです。それと、先ほど浜益さんの委員さんからもおっしゃられたように、この歯科の助成は単に少子化の問題とか助成とかというばかりではなくて、その地域に見れば、産業の発展とあわせて考えていかなければならないというような、問題は大きいのではないかと思います。

それで、今ここで賛成かどうかとどんどん進んでいくわけには私もういかないのではないかと思いますので、また協議の場を設けるとか、今委員さんがおっしゃられたように、何とか検討していく方法をとった

方がという気持ちであります。

田岡会長：ありがとうございます。

想定したとおりの状況といえますが、こういう状況に必ず一回は立ち入るだろうと。それぞれの単独事業の扱いと、それから合併することによって新しく得るであろうサービスという、そのバランスの問題なのです。ですから、当然財源とのかかわり合いの問題、それから事業の確実性の問題、トータルな総合評価というものがどうしても必要になってくると。地域のアイデンティティーとしては当然それぞれに言い分があった歴史の持った事業でありますので、この辺あたりの根本議論というのをしていかななくてはならないところに立ち至ったと思います。

今の協議第3号の結論について、ここで賛否をとるというのもいかがだと思いますので、一応棚上げにさせていただきますまして、同質の問題がありますので、次の協議第4号もあわせて議論のまいたに上げさせていただきますたいと思います。

協議について入る前に、事務局から説明をさせていただきますたいと思います。

事務局（中村）：協議第4号、協議項目26-3-8、各種事務事業の取り扱い（保育所関係）についてご説明いたします。

調整の内容は、一つ目、へき地保育所運営事業のうち、保育時間については合併時に石狩市に合わせるものとする。ただし、延長保育は厚田村及び浜益村において実施するものとする。また、保育料については合併後に新市において統一できるよう調整し、延長保育料は市立保育園の制度に準じ適用するものとする。

二つ目、へき地保育所運営事業のうち、入所年齢については、早急な施設整備等が困難なことから、合併時は現行のとおりとする。また、園児送迎については、地域的事情から、厚田村において現行のとおりとするとしております。

主な内容を21ページからの個表で説明いたします。

1、へき地保育所運営事業であります。3市村合わせて六つのへき地保育所があります。詳細の調整につきましては、入所年齢は厚田村と浜益村において1歳からを対象としますと、乳幼児室など最低限必要とされる施設整備が伴い、早急な対応が困難であるとのことから、合併時は現行のとおりとしております。

保育時間につきましては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとし、厚田村、浜益村においては、通年保育が行われることとなります。

延長保育は、厚田村及び浜益村のみで実施いたします。

保育料につきましては、合併後に新市において調整するものとしておりますが、延長保育料は、市立の認可保育園の制度に倣いまして30分150円としております。

また、園児送迎、保育所給食については、厚田村において現行のとおりとしております。

22ページ、2、保育園運営事業であります。市立の認可保育園について記載しており、現在石狩市にのみ三つの該当する保育園がありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

24ページ、3、乳児保育につきましては、石狩市が二つの民間の認可保育所に委託して行っている事業でありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4、附属機関等ではありますが、合併時に廃止するものとしております。

25ページ、5、補助金等につきましては、石狩市のみで補助制度がありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

以上、協議第4号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：まず、この今の事務局の説明の中で、理解できない、あるいはもうちょっと説明してほしいところございますか。

どうぞ。

長原委員：ここでも先ほどと同じことを申し上げなくてはいけないのですが、保育料は合併後に新市において調整すると、こうなっています。その合併後に調整をするという中身は何なのですか。こういう私は表現の仕方が、各所に出てくるのですけれども、どんなものかなというのが大変疑問に思います。

田岡会長：合併後において新市において調整する必要がないという意味ではないのですか。それぞれでいく、原案どおりでいくべきだという。

長原委員：いえ、違います。これは協定を進めていく中で、具体的に合併後どうなるのかということをもっとわかりやすい形で市民、村民の皆さんに示すことが必要だということをお願いしているのです。つまり、保育料は合併後に新市において調整すると一体どうなるのだろうと、これはさっぱりわかりませんよね、読んでも、どうなるかということがわかりません。だから、合併後は石狩市の既設保育料に合わせ、そこの設定を検討するというのならこれははっきりわかりますよね。石狩市の制度に合うのだなと。合わせて上げるのだなと、値上げするのだなと、こういうのがはっきりわかります。いい悪いは別です。わかりますよね。

ただ、こういう問題の先送りみたいな表現では、実際にこれは合併の是非を判断する市民の判断材料として提供するにしても、わからないものを提供してもしようがないのではないかとということをお願いしているのです。それをもっとはっきりした表現にすべきではないかということをお願いしているのです。

田岡会長：わかりました。

事務局の方から説明ありますか。それは個々の問題でない。専門部会が答えてもだめだ。事務局で答えなければ。個別の議論でないから。とりあえず合併時においては現行制度を堅持して、その後数年間をかけて新しく調整するという意味なのか、その辺あたりを説明すればそれで終わること。

清水事務局次長：私の方から説明させていただきます。

合併後に調整するという、このような表現になっているものにつきましては、種々の条件から合併時においてはそのまま現行制度にならざるを得ないというたぐいのものがございます。それにつきましては、合併時においても現行の制度を3市村、地域において行っていく。その後、その状況を見ながら制度の内容を統一していかなければいけない、または調整していかなければいけないものにつきましてこのような表現を使わせていただいております。

もう少し具体的な表現等が必要ではないかというご意見がございましたので、それにつきましては今後検討したいと思います。

田岡会長：これはやっぱり直さないとだめですね、今の。それでしたら少なくとも理解はしていただければと思います、事の問題のあれは別として。合併時において現行制度とし、その後において新しい市において調整をするという意味ですから、それはそれで説明ができ上がっていると思います。もう少しこの辺の具体の取り扱いの表現について、次回までに整理させていただきたいと思います。

今ケースとしてはこういうようなケースがあるのです。合併時において石狩市に合わず、それから、このように合併後において時間をかけて調整をしていこうという問題、それから、今はまだ不確定けれども、合併時においてまで答えを出そうというケースというのがここで出てきているわけです。

どうぞ。

加納委員：そういう表現でいきますと、例えばその下の地域的事情から厚田村においては現行のとおりすると。具体的な部分として今もうここに表現されていますよね。

田岡会長：そうです。

加納委員：そうすると、こういうものについては合併後もずっとやっていくということで皆さんはとらえることになりませうけれども、そういうことになるのですか。この以外のところにもそういうのはありますけれども、そういう取り扱いでよろしいのですか。

田岡会長：どうぞ。

工藤事務局長：ただいまの園児送迎ということでございますが、これは、聞くところによると、発足保育園というのですか、そこが廃止になったときに、送迎することを前提として廃園が決まったということでございますので、当面はこの制度を続けていかなければならないということで、地域的事情から厚田村において現行のとおりとするという表現をさせていただいたものでございます。

先ほど来、いろいろ合併後に再編するとかいう表現を使っていますが、へき地保育所運営事業につきましては、入所年齢が違うというのがありますし時間も違っている、それから保育料も違っていると。こういった違っている部分がたくさんございまして、それで一つひとつの項目について具体的に取り扱いを考えた場合、こういった表現をさせていただいております。トータル的な表現につきましては、先ほど会長が申しましたように、現行どおりとし、その後において調整するという言葉になるうかと思っております。

田岡会長：文章上で直すところはこれから幾らでも訂正できますので、本質的な話をさせていただきたいと思っております。中身の確認は都度あったとしても、いかがですか、これ全体、二つの案件について。

どうぞ。

長原委員：それでは、質問ということでなくて、案件についての意見を申し上げたいと思っております。

まず、先ほどから申し上げています既設保育所の保育料の取り扱いですけれども、ただいまの説明ですと合併の時点では現行のままで出発すると、その後調整すると、こういうような話ですけれども、先ほど会長がおっしゃっています、この協議会が5原則に立って協議を進めているのだというお話です。その5原則の第1に出てくるのは一体性確保の原則です。住民生活に直接にかかわるようなこういった保育料というような性質の問題についていえば、なおのこと一体性ということになるのではないですか。それが倍と半分も違うということのままで進むということではないのでしょうか。

そして、結局合併後の新市において調整ということは、一般的に考えられれば、石狩市の1万2,000円を6,500円に引き下げるといふことにはなかなか考えにくいので、多分その6,500円、1万円が1万2,000円の方に向かうと。1万2,000円になるのか1万1,000円になるのかはわかりませんが、当然検討の方でそうなるのだろうなということは予測できるわけです。そういうことを予測される中で、この問題を先送りしたという形のままにしておくというのが果たしていいのだろうかという点で大変大きな疑問を感じるわけでありませう。

送迎バスという問題についていえば、これはそれぞれの保育園、地域的事情がありますから、保育園ごとにそういういろんな地域的事情が考慮されることはそんなに僕は問題ないだろうと。住民の目から見てもそんなに変でないだろうと。あそこの地域はこうだからということの理由は立つだろうと。しかし料金ということになると、これが同じ保育をやっていて全然違うというのはなかなか説明がつかないのではないのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

田岡会長：本当に問題の先送りという形で評価していいですか、この問題。現行体制を堅持してその後調整するということは問題の先送りだと。

どうぞ。

阿部委員：今まさに一般の人が気になる部分だと思うのです。本当に身近な問題として家庭の主婦たちがこういった部分を見ているのだと思うのです。これが一気に浜益さんの6,500円を石狩市の1万2,000円だと。もうそれだけで反対だ反対だ、かかわるような私は本当に基本的な部分ではないのかなという気がいたします。激変緩和というのはさっきおっしゃいましたけれども、今までこれに、この制度にずっとなれ親しんできた。それがあある一定の時点でごろっと変わってしまうというようなやり方が果たしていいのかなという部分では、私は、新市において調整すると言っているのですから、ここまで、それまでは現状を維持していただくというような政策は当然とすべきではないのか。

ただ、合併というのはメリットもあればデメリットもあるというのは、これは絶対そのとおりだと思うのです。ですけれども、デメリットはやはり克服していくものであって、そこであきらめるものでも何でもないというふうに私は考えますので、まずこの辺は一番身近な生活の部分に密着する部分でございますので、急激な変化を私は地域住民としては望まないと思います。

以上です。

田岡会長：どうぞ。

坪田委員：たくさん疑問な部分があって、前もっているいろいろと質問していたので大体のところはクリアになっているのですけれども、今の説明で、そのまま現行で保育料はいくのだと、そして新市において調整すると言っているのに、なぜ延長保育料だけを30分150円で石狩市の、それも認可保育園というのとへき地保育園というのは全然制度的に違うのですけれども、その中の市立の認可保育園にここだけは合わせてくる。さらには、石狩市は延長保育はしない。しないのだけれども、金額だけは石狩の市立の認可保育園の150円に何で合わせてくるのかと。これなら現行どおりそのままいって、新市において調整するのまましておいたらいいではないですかと思うのです。何で保育料だけ現行どおりにして、延長保育料だけ、安いから何か知りませんが、いじるのでしょうか。

田岡会長：事務局の方で説明願います。

専門部会（藤田）：児童福祉母子部会の石狩市の藤田です。今の質問にお答えをさせていただきます。

まず延長保育の件でございますけれども、厚田においては平日8時から午後3時半、それから土曜日につきましては8時から11時半、浜益村については平日8時半から午後4時、土曜日は8時から午後4時、第2、第4休みということになっておりました。それを、石狩の8時から午後5時ということで調整をさせていただきました。その後、延長保育については現行厚田、浜益さんの方でもやっております、この延長保育時間の部分については、少ない人数ではございますけれども、実際やっていると。これらのことから保育料とは別に協議をさせていただきました。

その中で、厚田では月額3,000円、日額500円ということで延長保育をもう実際やっております、浜益さんは、利用者が非常に少ないということから無料で実施しております。これらのことから、厚田と石狩市の市立保育所の延長保育料金の金額が同じであるということから、延長保育料金の月額3,000円はこのまま踏襲させていただきました。

また、時間当たりの延長保育ですけれども、厚田村は30分当たり100円ということでやっておりますけれども、合併になった段階においては、認可保育所が30分当たり150円ということでやっておりますので、保育内容については変わらないので、これに同じにするのはどうであろうかということで協議をし、厚田、浜益さんの部分においてはこの金額で最終的には同じとなったところでございます。

また、石狩市のへき地保育所の延長ですけれども、児童福祉法39条ということで、保育に欠ける児童

を預ける場所は認可保育所になっていますけれども、へき地保育所はそういう内容ではなくて、地域の集団保育等ができるようにということでき上がっているのがへき地保育所ですので、延長保育そのものについては認可保育所の方でお願いしたいというふうに私どもでは思っております。

田岡会長：わかりましたか。

どうぞ。

坪田委員：激変緩和、そういうものを考えて合併後新市において調整する、現行そのままで行くのだというお話があったのに、今の状態でいくと、浜益村は無料だった延長保育料が3,000円、しょっちゅう使っている方は3,000円取られるのです。ゼロから3,000円というのは激変ではないのかなというふうに思います。

それと、延長保育はやらないよという、石狩市ではやらないよというお話でしたけれども、へき地保育所の目的については今39条で理解いたしました。実際問題厚田も浜益も延長を行っています。それで、石狩のニーズその他をとらずして、なぜ該当なしというふうに、すぐにこういう結論が出るのかなと思うのです。実際問題、生振保育園は33名今現状人数のうち地域の方が5名で、残りの二十何名の方は、認可保育所がいっぱいで入れないがためにこちらに行ったりしているということを知っているのですけれども。

田岡会長：ちょっと待ってください、今答えないとだめなので。

その間にちょっとあれですけども、激変緩和措置を前提の大原則としているということではないですから、激変緩和措置なのにどうしてこういうことになるのですかという議論はなじまないと思うのです。場合によっては激変緩和措置もあるのだという、そういう考え方も入れながらやるといっているところで、大原則、激変緩和措置があるというのなら、現行制度を全部そのまま継承して新しい市において行われるというのが、もう答えは決まってしまうのですから、そのところだけは、もし私の言い方があれでしたら、その辺は訂正させていただきたいと思います。ケースによって激変緩和措置もあるのだということです。

坪田委員：一般のお母さんたちがこれを見たら、読んで本当はわからないです。わからないし理由も見えないです。何でこっちでやってこっちでやらないのだとか、これはこれから考えるのだけれども、こっちだけ何で変わったのだとかというあたりが、一般の方が協議会の答申を読むわけでしょう。そのときに、先ほどからもわかりづらい表現があるというお話出ていますけれども、これを読んで一般の利用しようと思うお母さんたちはまず理解できないと思います。

田岡会長：わかりやすくすると話は簡単です。現行制度を堅持するか石狩市に合わすかとかと、そうしてやったら非常に整理としてはわかりやすいですけども、本質はそういうことで整理できないと思いますので、これは、逃げも隠れもしませんけれども、いわゆるたたき案です。委員の皆さん方にさまざまな今のような提案がされて修正を加え、議論の成熟度によってこれが確認されるということですから、原案に絶対固執しませんし、訂正すべきところはこれまでも訂正させていただいたように、その辺は非常に十分に高い形で議論をさせていただきたいと思っておりますので、対案を含めているんな議論が創出されることを期待します。

最初の質問いいですか。答弁よろしいですか。

専門部会（坂本）：浜益村教育委員会の坂本と申します。保育所を担当しております。

ただいまのご質問、延長保育に係る月額3,000円が父母の大きな負担になるのではないかというご質問であります。浜益の場合、保育に欠ける児童というのは数的には余り多くありません。共稼ぎ夫婦

で保育所に通っている子供の数というのは少ないのが現状であります。実際少ない人数ではあるのですが、延長保育をしております。その段階で、実は父母の方から、延長保育分を支払うので徴収してほしい、制度的に改定してほしいという依頼はあるのです。現在のところ、当合併を念頭に置いてその段階で実施に踏み切ろうというぐあいに、その結果ただいまお示しした資料となったわけであります。

考え方といたしまして、この3,000円というのはすごい大きな負担か、あるいはさほどでもないかというのは、おのおのその個人個人の受けとめ方であろうかと考えます。

田岡会長：ちょっと休憩に入らせていただきたいと思います。一回、この取り扱い全体についてもありますので。45分から次始めたいと思います。

(休 憩)

田岡会長：それでは、会議を再開いたしたいと思います。

今休憩中に本件にかかわる問題について事務局あるいは何人かの先生方のところへ、立ち話も含めていろいろ情報を聞かせていただきました。最初に言いましたように、問題はスケジュールが一つあるということで、議論を重ねることに一定の制約があるということもありますので。しかし、この問題を今日ここで、さらに煮詰める議論は一向に構わないのですが、ここで結論を出すというのはちょっと問題の本質論が、最初にぶつかった大きなテーマ性を持った問題ですので、一度今日は持ち帰りまして調整したいと思いますが、その中で一つ出てきておりますのが、同質の問題が福祉関係でたくさんあります。これからたくさん出てきます。1件1件このような審議でやると。逐条決定していくのかというようなことを含めると、もっともその前に本質論として、何を残すのか、何が現実的に継続的な合併があったとしたら事業として存続するのか。いいことは残すべきだとやっていったら、絶え間なく既得権の温存と新しく合併によるメリットだけが出て、財源が全くそこについていけないという悲しい結末も予測されるわけですから、一度この問題を、その本質論をしたいと思うのです。

それで、この協議会全体では、いかんせん多いと思うのです。なかなか限られた時間の中で、協議会の中でできないと思うので、別な例えば小委員会のようなものをつくりながら、そこで全体の、福祉の事業の全体論をもう少しこなしただで再度こちらの方に出すと。いわゆる事務局提案型のやり方から、もうちょっと本質論を議論した上で、小委員会の意向を踏まえながら再度ここで話し合いをしてもらおうというようなことについて今ちょっと考えてみたのですが、この辺についてご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

岸本(正)委員：それであれば、小委員会にかける前に助役会、ちょっと名称は忘れましたが、助役会でもないですけれども、助役段階でももう少し調整があるべきではないかなと私は思いますけれども、事務的な。

田岡会長：何をですか。

岸本(正)委員：今の福祉なら福祉の項目を全体的にとらえてやればいいのかという会長の考え方であれば、それだったらまず助役会で作業部会から出てきた個々の問題についてもトータルで精査をしてもいいのではないかと私は思いますけれども。

田岡会長：当然幹事会の中で、トータル論をどう整理するかとか、それから今まだ未熟な、事務的に作業している問題もあるので一気に全部かける状況にはないのです、福祉全体といっても。ですから、その辺のスケジュールも含めて助役を中心とした幹事会の中では詰めさせて当然いただくと思います。

その上で小委員会をつくって、その小委員会の中で、個々論議というよりは、この制度をどう残していくか、存続をすることが可能なのかどうかという本質論を少し議論させていただければなと思うのですが。

どうしてもここで徹底的にやろうという意見があるのでしたらまたあれですけども。

どうぞ。一番声の大きい人からいきます。

小林委員：これは小委員会というかプロフェッサーみたいな人が五、六人集まって、そしていろいろと協議して、こうではないかと。そうしたらこれは会議に今度はかけましょうと。そうでないとだめだ、一方的で。1人、2人が3人ぐらいしか発言できないもの、大体。そして事細かく再編だとか何とかということになってくるから話は進んでいかない。

それで、僕はいま一つ言うけれども、合併したからといってすべて万全というわけにいかないのだ。10年、20年とかかるの。そこでもって再編だとか話し合い。だから浜益は浜益の文化があるとおれは最初から言っている。厚田には厚田の文化がある、石狩には石狩の文化があると。その文化に合わせていろいろ考えていかなくは、そして石狩市民としてどうあるべきかということを経済的に考えていくと。だから、これはいろいろな項目がありますから、これはとにかく大綱を一応決めて、そしてあとは合併してから、ますますもってよりよい石狩市をつくるために踏ん張っていけばいいのではないですか。

田岡会長：ありがとうございます。

確かに、このバスをとめるかとめないか、保育園の延長を100円にするか150円にするかという議論に、合併の全体的な流れの本質論というのを、これだけ病理学的にやっていると当然時間がなくなってくるということも考えられるので。私たちの出しているこういう方法というのは全国でも極めてまれなケースです。今日例えば奈井江町が出しているようなあの段階での個々の議論という、こういった精緻な資料をもとに試みもやった住民投票というふうには私は理解していません。ですから、非常に詳細にわたって議論をやっているだけに、逆に病理学的なところに追い込まれていると思うのです。

もう一回、専門委員会のようなものをつくって、大論といたしますか、大筋の議論をやってそれをここへフィードバックするというをやらないと、100円、150円の議論までいきましたら進まないのではないかなというふうに思っていました。

長原さんどうぞ。

長原委員：そういう進め方で基本的にはいいのですが、それを設置する基本精神といたしますか、今会長が盛んに言っています本質論、それについてはできれば全体の皆さんの意見も一通り聞いて、それに基づいたそういう取り進め方をさせていただければというふうに思いますが。

田岡会長：どうぞ。

池端委員：私も長原さんの意見とちょっと近い部分があるのですが、それぞれのまちからこの案件でいろんな考え方を示してもらってから、それを整理して小委員会に落とすという方法、今の例えば議論であれば、年齢は厚田さん、浜益さんの3歳から石狩の1歳に要するに合わせられるわけです。そこにメリットが例えば出てくる。そして、例えば時間も厚田さんの平日15時半に対し、制度を合わせるということになる17時になるというメリットが例えば出てくる。そこで例えば費用が厚田さんの場合2,000円上がる、こういうような部分が出てくるわけです。ではデメリットはという部分、これをある程度皆さんの意見から出てきたものを小委員会に付託するというような形をとっていかなければ、この調書から何を議論していくのかと。結局ここで今話されているものをそのまま小委員会に持っていっても、結論が出てくるのかなという感じがします。

田岡会長：小委員会の中でこの各項目にわたっての議論はほとんど余りしても意味がないのではないかと私は思っているのですけれども。

池端委員：であれば、ある程度の方角は、1歳になること、この制度に合わせることによってメリット

とデメリットが見えてくるわけですから、そこはそこで一回整理をされた方がいいのではないかと思うのです。対象が1歳になること、そして平日が17時までになること、そして延長の保育は、ではうちも150円、15分150円でやるのかと。30分でしたっけ。

田岡会長：実はそこなのです。メリットとデメリットがあって、それが両方のはかりにかけて、例えば浜益の皆さんで、今議論されている生徒さんまでのサービスを受けるということを残すべきか残さないべきかという判断がされるべきでないかと。トータル論議の中でされるべきではないかと。制度として、歴史的ないわくや、それからサービスとして恐らく住民に支持された圧倒的なサービスだということで、合併後にこれを残すのかということ、いいことはいいことだという議論から、もうちょっと進んで、本当にこれが持続できるのかとか、あるところで、ここのところではメリットが出たのだからこれは村の皆さんに理解してもらえるのではないかと、そういうちょっとしたところの話をやらないとだめでないかと思うのです。サービスの提供をしたら、三つのまちのいいとこどりだけが残ってしまったら、サービスとして持続できないですよ、もう。

加納委員：具体案の取り扱いと、だれがこういう示し方したのか。

田岡会長：事務局です。

加納委員：でしょう。要するにこれは、例えば小委員会に持っていったって、その中で同じような議論しかできないですよ、現実問題として。こういう現状の中で示された中で、具体的な取り扱いということで示していますけれども、このことが一番いいだろうというような一つの形で出されているわけでしょう、ここで。それでなかったら廃止するという話にならないわけでしょう。

田岡会長：小委員会の中では、この中身の議論についてまで、その是非について議論するということより、これの出された背景をもう少し理解してここにフィードバックしたらいかがですかと言っているのですけれども。

加納委員：ただ、これを小委員会に持っていったとしても、小委員会の中でそれぞれの方向性を出しても、それはまたここにかけるわけでしょう。

田岡会長：かけます、当然かける。

加納委員：そのときに、また具体的な取り扱いとなったときに、ここでまたこのことが審議されるのでしょう。そのときに、いやそれは廃止しない方がいい、それは存続した方がいいという話になるのではないですか、また。それよりも、もっとこれよりも深いものが出てくるのですか、小委員会をつくったことによって。期待できるのならいいのだけれども、結局ここでまた堂々めぐりされるのであれば、僕は小委員会の……。

田岡会長：時間のむだですか。

加納委員：そうです。

熊倉委員：会長、私は小委員会というのは三つの委員会があるわけですから、あと専門部会という形の雰囲気がいいと思うのです。それで、各専門部会というのは、いろんな、教育の面だとか福祉の面とかありますから、皆さんの委員が割り振りして、そしてそこで出た答えは尊重するという形でいってもらわないと、また全体会議でああでもないこうでもないということはいかなものかなと私は思います。

田岡会長：やっぱり法定協議会の場というのはそこに最終的な意見の集約をする場所ですから、小委員会に責任をゆだねた形での議論というのは、それは制度上できないと思っています。ですから……。

熊倉委員：表向きはそれでいいと思いますけれども、私は各論と総論の違いと同じだと思うのです。

田岡会長：今、委員会なんかつくりたくないでここでやるべきだという意見も含めて出ておりますけれども。

中村さんどうぞ。

中村委員：さまざまな意見ありますけれども、ここまでの意見の中で、自分は浜益なのですけれども、我々側もこれに、自分は議会でないのでよくわかりませんが、あくまでもこれに固執しているというふうには自分は、ちょっと考え方がどうかわかりませんが、そう受けとめていないのです。ただ、この会議の中で出された事実だけについて皆さんがかなり神経的に、もちろんそうしてもらわなければ困るわけですが、そういう面があるのでないかなと思うのです。

でありますから、ひとつ会長さんがおっしゃるように、この雰囲気踏まえて、小委員会なり特別委員会なりでどんなふうにするのか、もちろん事務局も、それから助役さん方も、別々な立場ですが、それらのことを協議するわけですから、それを基準にして物事を整理するという方法は有効な方法でないかと思うのですけれども、いかがですか。

田岡会長：どうですか。委員会を、ここまで会長が言っているのかどうかわかりませんが、各自自治体から3人ぐらいずつ出していただいて、福祉のあるべき論を一回きちっと、こんな考え方でこの合併の議論に臨んでくると。個々の制度を残すか残さないかという議論は当然この権限ですから、一回委員会で交通整理をします。そうでないと次回の委員会まで継続審議になったって、またこの場で、各個々の議論で、いいものは残せ、片一方の方は、そんなこといったって財源の問題があるではないかという議論で、とめどもなくエンドレスな議論が続くと。そのエンドレスはいいのです。

熊倉委員：会長、福祉の、例えば今会長が言われたような、今いう、本日壁にぶつかっているその部分だけの専門部会なら専門部会でいいのですか。

田岡会長：次回までにそこをまとめたいというだけで。

熊倉委員：私は、もしこれが一つひとつぶつかっていったときに、また壁にぶつかる、それでまたというのだったら時間ばかりかかってどうしようもないと思うのです。

田岡会長：時間はかからないのです。次の協議会までに考え方をまとめていこうとやっているわけですから。そこをゆだねて来年の春までやるという話ではないです。一回そこで交通整理させてくれという意味です。そして、当然ここに戻らないとだめなのです。基本的にはここでやらないとだめなのです。

熊倉委員：その専門部会を次の1カ月の中で、何回開かれるか知らないけれども、今のこの協議会でやっている議題を、それだけある程度結論の見出すような集約できるようなものをつくってこれるのでしょうか、本当に。

田岡会長：逆に、このままこの問題の争点をここでやっていたらエンドレスの議論の方が時間がかかるのではないかと思ったからです。

熊倉委員：だから私が言うのは、福祉なら福祉、いろんな部分のまだあるわけですから、それを分科会みたいにして分けて、そして初めからたたき台で検討してきた方がいいのではないのかという考え方です。

田岡会長：新市建設計画のようなプロセスでここへ持ち込むべきだという話ですか。

熊倉委員：そちらの方の小委員会にだから入らない、その委員会に議論が入らない部分だけ抜き出して。

田岡会長：大変時間がかかりますよ。

熊倉委員：抜き出して私は検討するべきでないかと思うのです。三つの差がある部分。

田岡会長：権限も議論のエンドレスもない議論になりますよ。

どうぞ。

成田委員：私は、最終的にこの協議会の場で話を煮詰めていかななくてはいけない部分ですから、専門部

会だとか小委員会、確かに預ければいいのかもしれないけれども、そこでも議論も難しくなって、また戻ってきてという、むしろこれは時間がかかり過ぎて、かなり厳しい状況になるのではないのかな、こんな思いをしておりますので、この場でできるものについては議論をした方が私はいいいと思います。

田岡会長：どうぞ。

長原委員：時間という問題は、確かに一定の制約があるとは思いますが。しかし、合併というこの後50年に1回、100年に1回あるかないかという問題で、しかも極めて住民にかかわりの深い問題を議論しているわけですから、議論の手間暇は私は合併協議会のあり方として惜しむべきではないと。

田岡会長：だれも惜しんでいません。

長原委員：したがって、時間時間ということばかり言うのではなくて、どうやったら議論を深めることができるかという方向で考えるべきだ。それには.....。

田岡会長：だから私提案したので、時間がないからここで議論を打ち切ると言っているのではないですよ。

長原委員：したがって会長の提案に私は賛成だと言っているのです。私が何か言うと会長さんは会長の意見に反発しているとか受けとめませんが、よく耳をかつぼじて聞いていただきたいと、私はそう思います。私はそういうふうにして議論をどんどん深めるべきだと。そして、議論を深めて、なるべく市民にわかりやすい結論を明確に出すべきだと。何かよくわからないようなあいまいな形での提案にすべきではないと、私はそう思います。

佐藤(豊)委員：結論はそうなのだけれども、私、今日の会議に出ていて、この乳幼児の問題、こういう問題になったら全く意味がわかっていないのです。浜益さんなんか大変な苦労して、廃案にするかどうかと議会でももめてもめての結論らしいのだけれども、それはその地区その地区で大変な思いで今まで皆さんがやってきたことで、議会の方々は議会で検討しているからわかるかもしれないけれども、私らみたいに議会にも出ていない一般市民の立場でいうと全く、せっかくここへ出てきても発言できません。

それで、私の提案は、部会をつくって、今日のように、乳幼児とか保育園とかという関係は皆さん一生懸命やっている人がたくさんいらっしゃるのだから、だから各団体から2名なら2名が出て、そして市の方の担当とあわせながら、時間をつくってその問題を討議して、こういうときに初めて皆さんにこういうふうにしたいというふうな発表をしていただくと大変助かるし、一番先に部会の発表が最初にありましたけれども、ああいうふうにしてもらえば、農業関係はこうなのだよ、漁業はこうなのだよというふうにしてもらえば、私ども、町内会、自治会の会合も、こういうふうにして一つずつ決めていけば皆さんに提案して理解してもらえなというふうにしていけば、時間も短縮できるし、みんなも理解できるし、やっぱりこれは合併の方がいい、あるいは合併はだめというふうな判断ができると思うので、何とか知恵が集まっている連中で、三つの人たちが集まって討議をしていただいたものを提案していただきたいなど。そうするともっともっと時間が短縮できて理解できて結論が出ると思いますので、一応そういうお話を提案しておきます。

田岡会長：どうぞ。

中村委員：先ほども自分申し上げましたように、村の議会としては、単独でこれを決めたからそれに固執するというものではないのではないかと。ただ、今現在あるべきものをここに羅列してあるだけで、それが今焦点になっているので、このものがどうするかこうするかということについては、また具体的に、はっきり言えば浜益側がどうなのだということに尽きると思うのです、この書類上からいけば。そういうことであるので、これはそういうことも含めながら.....。単独であるからこういうことを決めたと思うのです。それで、もし合併を前提としたら、これは単独でこう決めたけれども、それは絶対曲げられないよと

ということではないように受けとめますので、その辺も踏まえながら今後進みますから、一回小委員会なり、きちっとその辺を、どうなのかということも確認しながらやった方がかえって早く進むのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

田岡会長：どうぞ。

鈴木委員：私は、これは非常に事務局の説明が悪いのではないかと思うのです。ということは、この第4回目の説明の文章を見ますと、浜益の方は284件の85万7,000円という数字が出ています。それから、石狩さんの方は、乳幼児の関係でしょうか、先ほど3,700万という数字が言われましたけれども、これは生徒の数に合わせた数字ですか。

そういうふうなことで、もう少し数字を具体的に申しますともっとはっきりするのではないかと思うのですが、いかがですか。石狩さんの方の数字はどういうふうになっていますか。

田岡会長：その数字が出たら何が議論に。

鈴木委員：ですから、数字が具体的にになりますと、3,700万もそのために、子供のために、乳幼児の治療費が、生徒のための治療費が出るとなりますと、それが具体的に討論の数字として出てくると思うのです。八十何万だから浜益さんは、今も言われたように、お話が出てくると思うのです。これが全市で、新しい市の3,700万の数字が出てくると、治療費として3,700万を持つということは、厚田がこれから診療所を構えて、今の診療所を維持するのに3,000万の支出が必要なのです。そういうふうな数字とのかみ合わせが出てくるわけですから、厚田も3,000万の支出をこれからずっと、新しい市になった場合にもやっていただけるのかどうかという心配も私はしていますから。これが新しい今の石狩市の子供の数字でもって、子供の治療費で3,700万も出して、しかもこれがまたずっと何年間も継続になるとということになると、厚田の診療所の補助金が削られるのではないかというような心配もしますので、こういうふうなことが一つのたたき台になるのではないかというふうな考え方をしますので、もう少し数字を入れた、具体的な数字を出すことによって、石狩市の合併時に廃止するというふうな結論が出たのだぞというふうな説明になるのでなかるうかなというふうには私は考えます。

どうですか、もう少し具体的に、石狩市に合併したときに廃止するというその結論が出た経緯を説明していただけることによって、もっと納得できるのでなかるうかと思うのですが。

田岡会長：実は今のような議論がここで出されることを私たちは一番望んでいるのです。言ったことがどうだという話ではなくて、そういうような話が相互に話しされるという環境に実はないから一回基本論をやってみようというふうになったのです。

鈴木委員：厚田村はここに全然ないと書いていますけれども、国、道からの補助金の問題によって厚田はなし、単独の補助金はありませんけれども、予防の方でやっていますので。先ほど私も確認しましたから。厚田の住民の方もここに見えておりますから、厚田村は全然やっていないのではないかというふうな誤解を解きたいと思います。

田岡会長：どうぞ。

沢田委員：いろいろと先ほどから議論しているわけですがけれども、委員長、これは全部のここにいる皆さんが納得するまでやるの。ただ、私思うのには、今浜益さんの問題がさっきから出ていますけれども、そうしたら浜益さん、これは該当なしに取り下げますよといったって、それだけでそうしたらいいですよと先に進むわけではないと思います。ですから、ある程度皆さん、前もって議案も行っているわけだし、いろいろと勉強してきてもらって、例えば一つの問題に対して1時間なら1時間、1時間半なら1時間半いろいろと議論をして、最後にどこかで決をとって出さないと、いつまでたっても私はこれは先に行か

ないと思います。決をとるといのはちょっと乱暴な言葉かもしれませんが、そうでなければ、皆さんが、それではこれでいきましょうというまでには相当時間が必要だと思います。

だからその辺でもって、ある程度大まかにしてやっていって、石狩新市になってからまた継続していろいろ考える面もあると書いていますから、そんな方法でいかなければ、私はいつまでたっても同じだと思います。

田岡会長：大体意見が……。

どうぞ。

羽立委員：浜益の羽立と申します。

今まで皆様方のいろいろな意見なりを聞いていまして、そして会長が先ほど、小委員会を設置してこの問題を審議して再度この協議会に提案したらどうかということが出されておりますが、私はこれに賛成いたします。いつまでたってもそれぞれの意見の問題が分かれておりますので、小委員会で審議して、そうしてこの協議会に提案された方がいいと思います。

以上でございます。

田岡会長：どうですか。いろんな意見、ここで徹底的にやるべきだとの議論からいろいろ出ささせていただきました。しかし、今たまさかいろんな大所高所からの意見も、まさにここで議論してもらいたいような意見も出てきたわけですが、しかし全体論議といいますが、基本的な福祉の全体論議というのをどうしてもやらねばならないと思いますので、一回その辺を交通整理するという意味で、議員の皆さん方でしたらまさにご承知の議運のような性格で、これからの質疑の方向とか、それから中身をどう組み立てていくかというようなことを一回、それから資料の過不足だとか、もう少し文言の整理をこここのところはすべきだとか、そういったことも含めて、それから、全体の大局観というのですか、これは大切だと思うのです。

個々論議を逐条的に、こうやって本当に病理学的にやっていくのかと。あたかも議会の条例をつくるがごとくやるという形にすべきなのか。もっともっと大きくくりな議論の中でやっていくべきでないかと。100円なのか120円なのか150円なのかという議論はここになじまないのではないかとというようなことも含めて、ちょっと一回、次回の協議会までに一、二回その辺の交通整理といいますが、基本論をさせていただいて、そして次の委員会において、それらも踏まえながらもう一度内容の精査した議論をさせていただいて、できることなら次回に結論を見出していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ皆さんにご賛同いただければ、極めて強硬な意見で申しわけございませんけれども、そのように取り進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのように取り進めさせていただきます。

なお、委員の選任等については、幹事会等を含めて、そちらの中で皆さんとご相談をさせていただくこととなります。

それでは、以上、この福祉に係る2件につきましては、そのような取り組みの中で次の協議会で行うということにしたいと思います。

次に、本日の議案の協議第5号 一般職の職員の身分の取り扱いについて協議をいたします。

この案件につきましては、あらかじめお話をさせていただきたいと思いますが、市町村合併の特例に関する法律第9条の規定により、職員の身分についての基本的な取り扱いについて協議することとなっているものであり、その内容は法律どおりであります。提案された内容で基本にご確認をさせていただきたいということを前提に、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

事務局(中村):協議第5号、協議項目9、一般職の職員の身分の取り扱いについてご説明いたします。

調整の内容は、一つ目、厚田村及び浜益村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて石狩市の職員として引き継ぐものとする。

二つ目、職員の任免、給与その他の身分の取り扱いについては、石狩市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとするとしております。

27ページ、中段より下に参考とあります市町村の合併の特例に関する法律の中の職員の身分取り扱いについて規定する部分の抜粋を記載しております。

本協議項目は法律に規定されておりますように取り扱いますという確認の項目でありますことをご理解いただきたいと思います。

なお、職員の身分取り扱いについての詳細の調整につきましては、現在3市村の担当職員により行っておりまして、その調整が済みましたら協議項目26-2-3、職員関係の中で提案していくこととしております。

職員数であります、平成15年4月1日現在で厚田村と浜益村合わせまして151人が石狩市に引き継がれまして、新市の合計614人となっております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長:何かご質問ございますか。

どうぞ。

福沢委員:理論的には全部わかるのですが、給与も含まれているわけですから、石狩市の職員と不均衡が生じないよという、吸収合併といいますが、編入合併ですから当然こういう言葉になっているのですが、そうすると、もし石狩市さんより高い給与をもらっていたら、不均衡が生じるから安くなるという職員が出るというふうに理解するのか、そこだけちょっと。

田岡会長:どうぞ。

工藤事務局長:お答えいたします。

職員の給与関係につきましては、先ほど言いましたように、26-2-3の職員関係の中で協議されておりますが、基本的に、合併したからといって、もらう給料は下がるわけではございません。そういったものを公正に扱うということでの確認事項でございます。その具体につきましては、今職員間で協議しています職員関係の中で具体的に明らかになるということでございますので、よろしくをお願いいたします。

田岡会長:よろしいですか。目下協議中ということですか。それは本件とはまた違う取り扱いになりますので。

それでは、協議第5号につきましては提案のとおり確認をさせていただきます。

次に、協議第6号 各種事務事業の取り扱い(姉妹都市・国際交流関係)について協議をいたします。

事務局(中村):協議第6号、協議項目26-2-1、各種事務事業の取り扱い(姉妹都市・国際交流関係)についてご説明いたします。

調整の内容は、石狩市の提携する姉妹都市との交流については現行のとおりとし、厚田村の提携する友好町村については、合併後に新市において検討するものとするとしております。

主な内容を30ページからの個表で説明いたします。

1、姉妹都市等ではありますが、書面により提携を行っている都市を記載しております。石狩市においてはキャンベルリバー市を初め3都市と提携しており、厚田村においては石川県門前町と提携しております。この厚田村と提携している石川県門前町との交流について、新市ではどう取り扱うのかを合併後に検討す

ることとしております。

その理由としましては、現在門前町におきましても今年4月に法定の協議会を設置しまして、新設合併により協議を進めている状況であります。提携先との合意のもとに成り立つものでありますから、合併後、互いに新しい体制となった後検討していくものとしております。

3 1 ページ、2、補助金等ではありますが、現行のとおりとしております。

3、関係団体（協議会等）ではありますが、石狩市で加入する団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入する団体については脱退するものとしております。

4、関係団体（公共的団体等）につきましては、現行のとおりとしております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：何かご意見ございますか。

どうぞ。

長原委員：ここも表現がどうかなと思うのですが、門前町との姉妹都市のところ、合併後に新市において検討すると。これは交流関係を続けるかどうかは後で考えようということですが、基本的には合併した時点では、これは友好姉妹都市ですから、その調印をしているわけですから、その調印はなくなると、こういうことですね。

田岡会長：そういうことです。法的というか、効果という意味では。

長原委員：手続的にはですね。

田岡会長：そうです。

長原委員：それがこういう書き方をしますと、何か門前町との交流が合併後も引き続き続いていくのかなという印象になりませんか。そういう点が気になります。

以上でございます。

田岡会長：背景は今言ったような関係ですから、合併後に新市において検討するものとする。継続するか、そのスタイルも含めて検討するということから、ありきでもなければなりきでもないですね。合併後に新市において検討すると、少なくとも合併の段階で協定は破棄されますから、いいのでないでしょうか、これで。

それでは、協議第6号をこのとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

田岡会長：それでは、そのように決めさせていただきます。

次は、協議第7号 各種事務事業の取り扱い（議会関係）について協議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局（中村）：協議第7号、協議項目26-7-1、各種事務事業の取り扱い（議会関係）についてご説明いたします。

調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしてしております。

小委員会に付託されております議会議員の定数及び任期につきましては、別途協議項目6、議会議員の定数及び任期の取り扱いの中で協議されますことから、本協議項目では触れておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

主な内容を34ページからの個表で説明いたします。

1、委員会等ではありますが、記載のとおり、各市村においてそれぞれ委員会を設けておりますが、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

2、補助金等につきましては、政務調査費交付金として石狩市において会派に対し交付しているものでありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3、関係団体（協議会等）であります。石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。

4、議会運営事務につきましては、3市村において大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：何かご意見、ご質問等ございますか。

どうぞ。

福沢委員：今回、3番目の関係団体の関係でございますけれども、厚田村にあって石狩市さんにはない、そういった関係団体の部分を全部合併によって廃止すると。うちはまだ全然この議論になっていない中で、これは、新しい市ではこれは要らないのだというか、そういう議論になるのでしょうかということなのです。それぞれの町村の議会でこれは、たまたまうちでございましたけれども、ほかでもそういう部分が出てくると思うのですけれども、必要であったものを一たん承継をさせていただいて、新しい議会の中で必要でないからやめようとかというのであればいいですけれども、ここの場所でこれを今回了解して、うちの議会でどういうふうに結論が出るのか、私もちょっとわかりませんけれども、これが承継されるとどういふ不具合といいますか、だめなのか、なぜ外したのか、その辺をちょっとお聞かせを。

専門部会（高橋）：ただいまのご質問について、私の方からご説明したいと思います。

おっしゃっているのは多分森林・林業・林産業活性化推進議員連盟の関係というふうに理解しているのですけれども、そのことでよろしいでしょうか。

それで、この件につきましては、昨今の林業行政が相当厳しいという中で、北海道の議員で平成6年ですか、超党派による議員連盟でそういう団体をつくりましてそれぞれ始まっているように聞いております。それで、その後各市町村段階でもこの種の議員連盟というものができまして、現在道内では141の市町村でこの議員連盟をつくって、それぞれ負担金等も払って活動されているように聞いております。

それで、現状の道内の私どもの近隣10市町村でございますけれども、この中では厚田、浜益さん、それから恵庭市、そのほかもう一カ所、当別町ですか、この4市町村が加入されているということで聞いてございます。もちろん石狩市の場合は森林面積も相当少なく、これまでこの団体には加盟しておりませんが、今後この部分をこの協議会の中で取り扱いを協議すべきものなのか、議員連盟という性格もございまして、新たな合併後の議員協議会なり全員協議会の中で取り扱いを協議すべきものかなというふうに専門部会としては考えてございます。

田岡会長：結局どっちにすると言ったの。それではこれは書き方が違う。

専門部会（高橋）：経過を申し上げますと、当然、石狩市がこの団体に加入しておりませんでしたので、それでうちの方から協議事項として上がっていなかったのですけれども、たまたま両村からもこの部分の取り扱いの協議が実は上がってきていなかったものですからこのような形で整理させてもらっておりますけれども、いずれにしても、協議会としてこの問題を整理すべきかどうかというのは、議員連盟という、そういう立場の関係もございまして、今後、合併してからでも協議できる問題ではないかなというふうに考えております。

田岡会長：わかりました。基本的に事務局の方の言っていることはよくわかります。それで、具体の取り扱いの文章と、文言とそのことが整理されていまして、議員連盟の存在というのは、当協議会でそ

の存在の云々を協議すべき問題ではないと思いますので、取り扱いのところの扱いの整理を、改めてでき上がった議会においてその加入、加入でないについては議論するということの整理をさせていただきたいと思います。訂正させていただきたいと思います。

ほかにございませんか。どうぞ。

羽立委員：浜益の場合は、これに記載されておりませんが、公費で負担していないということで議会事務局で記載していないようでございます。これは議員会でもって負担金を出費しているわけでございます。

田岡会長：そういうことで、浜益もあるのだということなのですね。わかりました。

どうぞ。

坪田委員：2の補助金等の政務調査費交付金の20万円なのですけれども、無所属というのは会派なのですか。無所属会派というのですか。2名同じ考えの方がいたら会派と呼んで、それで議員の人数に掛け算して20万円が行くのですよね。それで、無所属というのは一体何なのかということと、厚田村と浜益村でまた2名ずつとか会派をつくって、そうしたら会派がいっぱいふえて、そこにも全部20万円行くということですよ。

専門部会（高橋）：ただいまの政務調査費の関係で、私の方からお答えしたいと思います。

この政務調査費の、これは条例で定めてございますけれども、この条例での会派の考え方、あくまでもこの政務調査費は会派に交付することが基本になってございます。ただ、議会の中のいろんな、それぞれの議会で取り扱いが変わるのかと思うのですけれども、議長についてはうちの場合はたまたま会派を離脱することになっていまして、公平な立場ということもございまして、そういう場合には1人会派でも交付できるようになっています。それで、一般的な会派の考え方につきましては2名以上で会派をとということになってございますので、政務調査費については1人会派の議員でも1人20万ということで、先ほど申し上げておりました厚田の方から2名の会派でもしできた場合は、当然2名の会派に対して年額2人分40万の交付という形になると思います。

田岡会長：よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、なければ協議第7号は提案のとおり確認をさせていただきたいと思います。

次に、協議第8号 各種事務事業の取り扱い（健康づくり関係）について協議をしたいと存じます。事務局、説明を願います。

事務局（中村）：協議第8号、協議項目26-3-9、各種事務事業の取り扱い（健康づくり関係）についてご説明いたします。

調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしてしております。

主な内容を37ページからの個表で説明いたします。

1、救急医療であります、引き続き石狩医師会を通じ実施してまいりますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

2、補助金等であります、上から三つの補助金につきましては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

一番下の保健師職員養成奨学資金貸付であります、厚田村においては昭和43年、浜益村においては昭和40年と保健師や看護師の確保が困難であったところに制定されたものでありまして、近年この制度の活用実績はないことから、所期の目的は達成されたものと判断しており、合併時に廃止するものとしております。

38ページ、3、附属機関であります、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4、予防接種事業、5、結核予防事業、6、エキノコックス検診事業であります、これらの事業は住民からの負担を伴わないものであります。3市村において大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

7、健康フェスタ事業につきましては、石狩市及び厚田村で実施している事業でありまして、引き続き石狩市に合わせ実施していくものとしております。

以上、協議第8号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：8号の件について何かご質問ございますか。ご意見ございますか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、ないようですので、協議第8号は提案のとおり確認をさせていただきます。

次に、協議第9号 各種事務事業の取り扱い(保健サービス関係)について協議をいたします。

事務局(中村)：協議第9号、協議項目26-3-10、各種事務事業の取り扱い(保健サービス関係)についてご説明いたします。

調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

主な内容を41ページからの個表で説明いたします。

1、各種健康診査事業と2、各種検診事業について、2ページに及びますが、一括して説明いたします。

対象年齢や住民が負担する金額について、ごらんのとおりばらつきがあります。一番最後の46ページをごらんいただきたいと思います。健康診査及び検診事業の自己負担額について一覧表にしております。

表の見方でございますが、真ん中の自己負担額の欄でゼロとありますのは、自己負担額が無料のものであります。それと、横棒を引いてあるものにつきましては、その事業またはその内容による部分を実施していないものであります。米印につきましては、自己負担額について無料となる対象があるものでありまして、その対象となる場合を表の下に記載しております。表の一番右、自己負担額増減額の欄につきましては、厚田村及び浜益村における石狩市に合わせた場合の増減額となっております。

戻りまして43ページになります。3、健康教育、健康相談、訪問指導事業であります、2村では実施されていないさまざまな事業が石狩市で行われております。合併時に石狩市の制度に合わせるものとしておりますが、44ページに続きがありまして、浜益村で実施しております耳の健康相談、この事業は、耳に関する専門機関がないこと、また、その機関がある都市部から遠いこともあり、年に3回聴能訓練士というのが訪れまして、補聴器の調節や耳に関する相談、指導などを実施しているものでありまして、現行のとおりとしております。

4、その他の事業であります、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

ただいま説明いたしました43ページから44ページの3と4に関する項目に該当する事業であります、厚田村と浜益村における実施場所や実施回数については、新市においてニーズを把握し、検討していくものとしております。

ただし、健康増進事業やパワーリハビリテーション事業などプールを使用する場合や運動器具の整備された施設でなければ実施できない事業もありますので、実施場所の拡大等につきましては、合併後の検討となる事業もありますことをご理解いただきたいと思います。

45ページ、5、補助金等につきましては、合併後に新市において調整するものとしております。

6、附属機関であります、合併時に再編し、新市全体で取り組み可能な組織及び制度を検討するものとしております。

7、関係団体（協議会等）につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。

以上、協議第9号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見、ご質問等承りたいと思います。何かございませんか。

どうぞ。

長原委員：耳の健康相談の件ですが、厚田村にも耳鼻科はないので、条件的には全く同じになると。したがって、これが継続をするということであれば、これは全く条件が同じ厚田村でも当然実施しなければならないということになるように思うのですが、どうなのでしょう。検討するというようなことですが、これは実施ということになると整合性合わないですね、統一性が。理由が合いませんよね。

それから、検診の関係で、検診料に相当開きがあって、場合によっては3倍近く、石狩市の検診が高く厚田村、浜益村が相対として安いと、こういうことでございまして、ものによっては、例えば肺がん検診のように、肺がんだったか、3倍近くになるものも出てくるわけです。胃がんですね。そういうことで、これは相当、健康づくりという点でいえば、いわゆる激変緩和という点でも厚田村、浜益村の皆さんには大変大きな負担になるのではないかと懸念されますが、大丈夫なのでしょう。

田岡会長：ほかにご意見ございませんか。最初の方の質問……。

専門部会（向井）：それでは、ただいま委員さんの方からご指摘ございました耳の健康相談の關係の事業でございますけれども、まず、私は浜益村の關係で実態を申し上げますと、ご存じのように浜益村には耳鼻科というのはございません。したがって、滝川あるいは札幌、石狩という耳鼻科の方に行かなければ検診もできないという形になります。したがって、耳の健康相談につきましては、札幌の方から本村に来ていただきまして、それに診査をしていただきます。したがって、補聴器等は、この診査を代替という形で、それをもってかえるような姿になっております。厚田村につきましても同じような、村内にはございませんけれども、近くの石狩あるいは札幌市の方に行けるという形で私どもの委員会の中では協議させていただきました。そういうことで、本村においては、地域柄、このまま存続をさせていただきたいという形でここに提案した次第でございます。

田岡会長：ほかにご意見ございませんか。

専門部会（宮崎）：石狩市健康づくり課の宮崎です。

検診料金の格差についてでございますけれども、検診につきましては、検診無料対象者というのがございまして、厚田村、浜益村におきましては国保加入者と生活保護世帯が検診無料の対象になっておりますが、石狩市の場合、それに加えまして老人保健医療受給者、生活保護と市民税非課税世帯が検診の無料対象となっております、この点を考えますと、新市においての影響はそれほど大きくはないのではないかと判断で、一応石狩市に統合という形の調整案を出させていただきました。

長原委員：耳の健康診断を継続すること自体は悪くはないと思うのですが、距離が遠いからと、そういう理由で、厚田は近いからということになるのでしょうか。ですから、何か基準といたしますか、何か説得力がないような気がするのです。ですから、激変緩和で、今までやっていたから急になくせないと、したがってこれは継続をしていきたいと、こういうことの方がむしろわかりいいので……。

田岡会長：そういうことでないでしょうか。

長原委員：そういうことなのですか。そういうことならそういうことでこれは言うていただかないと、説明にならないのではないですか。ですから、きちっと説明できる材料をきちんと理論づけしていくことが必要だと。私は、これは一つのまちですから、当然市、合併後ということを考えますと、厚田だって同

じ条件ではないかと。したがって、厚田地域ということになるのでしょうか、そのときには。仮にですよ。実施すべきでないかと。片一方でやっていて何で片一方でやらないのだと、不公平ではないかと、こういう議論になったらこれは否定できない議論に私はなと思います。

田岡会長：近い遠いではないと思います。そんなことを言ったら石狩だって同じ条件でないかと、遠い近いの話ではないだろうという話になりますからね。

長原委員：そうだと思います。

田岡会長：ちょっと説明が、基本的に現行の残っている制度の激変緩和措置的な経過だというふうにご理解していただければと思います。

長原委員：私は、いいものは残し、そしてできればそれを全体に広げていくというのがいいことだと思っていますので、これ以上言いませんけれども、そういうことのあり方という点では、もう少しきちんと理論づけといえますか、そういうことは必要だと思います。

田岡会長：わかりました。

厚田、浜益、ご意見ございませんか。どうぞ。

岸本（正）委員：資料の個表の確認なのですが、各種検診事業で乳幼児歯科検診、この場合、石狩市、厚田村、浜益村にありまして、最後の46ページの総括表では浜益だけが自己負担があって石狩市、厚田村は自己負担ない、ゼロ円になっておりますけれども、41ページの個表を見ると、浜益は確かにフッソ塗布150円とか300円になっておりますけれども、これは石狩さんも厚田村さんもフッソ塗布とかサホライド塗布も実施しているということなのではないでしょうか。これと同じようなことが、肝炎ウイルス検診も、浜益は確かに検診やっているのですけれども、実際にその抗体検査までやっていて自己負担ないという表現になっているのか。

これは後で協議会の結果として一般の住民にも配られる。もしこれが事業実施していないでゼロ円ということになれば、ちょっと表の書き方が、とらえ方が違うのではないかと思いますので、いま一度説明願いたいと思います。

田岡会長：どうですか。

専門部会（宮崎）：歯科検診の関係でございますけれども、石狩市においてもフッソ塗布は実施しております。サホライドも実施しております。したがって、新市においてもそのような形の実施になるかと思えます。

田岡会長：ちょっと聞こえない。

専門部会（宮崎）：歯科検診におきまして、フッソ塗布、サホライド塗布とも実施しております。したがって、新市におきましてもそういう形の実施になるかと思えます。それから、肝炎につきましては、3市村とも実施をしております。

田岡会長：料金。恐らくこの表に書いてあるとおりなのですね。個表と合わないですか。

工藤事務局長：ご説明いたします。

ゼロと書いてあるのがありますよね。これは、一番上で書いていますように、46ページの一番上段で自己負担額欄……。

岸本（正）委員：それは書いてあるからわかるのですけれども、浜益はフッソ塗布と書いてありますよね。石狩市はやっているのに書いてないです。

工藤事務局長：自己負担額がゼロということで。検診料なしと書いていますよね。

岸本（正）委員：それだけでは、石狩市さんは検診料のあるなし見ているだけで、フッソ塗布は実施し

ていないように見えるのです。

田岡会長：料金ゼロと書けばいいのですよね、項目を起こして。そういうことだね。

工藤事務局長：わかりました。訂正させていただきます。フッソ塗布、サホライド塗布というのを石狩、厚田に載せて、負担額をゼロという表現にすればということですよ。

田岡会長：わかりました。やっていないように見えてしまうと。

工藤事務局長：わかりました。そのように訂正させていただきます。

田岡会長：ないようですか、ほかに。

それでは、協議第9号は原案のとおり、提案のとおり確認をさせていただきました。

5. その他

田岡会長：以上、本日の予定案件を終了いたしました。

あと事務局の方で何かございますか。

工藤事務局長：次回開催について、11月27日、木曜日、午後1時から浜益村交流センターきらりで開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。議案等につきましては、27日ですので、中旬ぐらいに発送したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

田岡会長：なお、先ほどの小委員会につきましては、事務局を通しながらそれぞれ自治体ごとに、場合によってはお集まりいただいて3名の委員さんを選んでいただくとか、そこで個別の議論もまたいろいろさせていただいて、小委員会等を開催して次回の浜益村での協議会に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6. 閉 会

田岡会長：長時間にわたりまして本当にありがとうございました。以上をもちまして本日を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田 岡 克 介